第五項の表の第三号	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
第六項	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
第七項	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
前項の表以外の部分	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
前項の表の第五項の表の第一号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地

前項の表の第五項の表の第二号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第六項の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

附則第八条の二の二中「附則第十九条の三第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第三項」に改める。

附則第八条の三第一項第一号中「記名及び押印」を「記名」に改める。

附則第八条の三の三中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

附則第八条の三の五第三項第二号中「第十五条の九第五項第二号」を「第十五条の九第五項第三号」に、「第五項第二号において」を「以下この条において」に改め、同条に次の二項を加える。

7　法附則第三十条第七項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　第十五条の九第五項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8　法附則第三十条第八項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。